

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和5年12月15日（金曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前10時27分 散会

付託事件

議案第100号、議案第110号（ただし、第1表中歳出中第7款及び第8款並びに第2表債務負担行為補正を除く）、議案第111号、議案第112号（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）、令和5年請願第4号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第100号 水戸市印鑑条例の一部を改正する条例
- ② 議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）（ただし、第1表中歳出中第7款及び第8款並びに第2表債務負担行為補正を除く）
- ③ 議案第111号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ④ 議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）

(2) 請願審査

- ① 令和5年請願第4号 小吹清掃工場跡地の土壌及び水質調査等についての請願

2 出席委員（7名）

委員長	佐藤 昭雄 君	副委員長	打越 美和子 君
委員	土田 記代美 君	委員	萩谷 慎一 君
委員	須田 浩和 君	委員	高倉 富士男 君
委員	袴塚 孝雄 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻 充 君		
市長公室長	小田木 健治 君	市長公室 参事兼 秘書課長	篠原 芳之 君

政策企画課長	宮	川	孝	光	君	デジタル イノベーション 課長	北	條	佳	孝	君																
みとの魅力 発信課長	出	沼		大	君																						
総務部長	園	部	孝	雄	君	総務部参事兼 総務法制課長	上	垣	外	泰	之	君															
総務部参事兼 行政経営課長	熊	田	泰	瑞	君		人	事	課	長	安	里	裕	行	君												
財産活用課長	加	藤	富	寛	君	市	民	課	長	渡	邊	徳	子	君													
財 務 部 長	白	田	敏	範	君	税	務	事	務	所	長	川	崎	幹	男	君											
税 務 事 務 所 参 事 兼 市 民 税 課 長	佐	々	木	信	也	君	財	政	課	長	佐	藤	直	明	君												
契約検査課長	鈴	木	和	男	君	資	産	税	課	長	浅	野	一	志	君												
収 税 課 長	村	沢	晶	弘	君																						
市民協働部長	小	嶋	い	つ	み	君	市	民	協	働	部	長	柏		直	樹	君										
市 民 協 働 部 参 事 兼 市 民 生 活 課 長	白	石	嘉	亮	君	市	民	協	働	部	参	事	兼	防	災	・	危	機	管	理	課	長	鬼	澤	英	一	君
市 民 協 働 部 参 事 兼 新 市 民 会 館 整 備 課 長	須	藤	文	彦	君	生	活	安	全	課	長	砂	川	和	敏	君											
文化交流課長	上	原	純	大	君	ス	ポ	ー	ツ	課	長	田	沢	春	彦	君											
体育施設整備 課長	讃	井	正	俊	君	男	女	平	等	参	画	課	長	木	村	清	美	君									
生活環境部長	佐	藤	則	行	君	生	活	環	境	部	参	事	兼	衛	生	事	業	課	長	黒	澤	純	一	郎	君		
生 活 環 境 部 参 事 兼 廃 棄 物 対 策 課長	荻	沼		学	君	環	境	保	全	課	長	坪	井	正	幸	君											
ごみ減量課長	高	安	正	紀	君	清	掃	事	務	所	長	武	田	和	馬	君											
会計管理者兼 会 計 課 長	永	井	誠	一	君																						
選挙管理委員会 事 務 局 長	外	岡	淳	一	君																						
監 査 委 員 会 事 務 局 長	和	田		隆	君	監	査	委	員	会	長	坂	場	賢	治	君											
議会事務局長	天	野	純	一	君	総	務	課	長	加	藤	清	文	君													

議 事 課 長 大 嶋 実 君

6 事務局職員出席者

議 事 係 長 武 井 俊 夫 君 書 記 島 田 祐 輔 君

午前１０時　０分　開議

○佐藤委員長　おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、川上交通政策課長が病氣療養のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第１００号ほか３件、それに請願１件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第１００号ほか３件を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長　御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については、一通りの質疑は行いましたので、これより各議案について、順次、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

なお、議案第１１０号及び議案第１１２号につきましては、歳入が当委員会に付託されている関係上、他の委員会において修正等があった場合には、再度、委員会を開催することにしたいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案第１００号　水戸市印鑑条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

土田委員。

○土田委員　議案第１００号　水戸市印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、反対をいたしますので、意見を述べさせていただきます。

私どもはマイナンバー制度自体に反対の立場であります。特にコンビニ交付は情報漏えいの危険も高く、個人情報保護が担保されていないと考えます。他人の証明書が誤って発行される事例も実際に多発しており、流出した情報は取り返しがつかないものであります。これもスマホでオーケーにすれば、さらに危険が増すと考ええるものです。スマホだと乗っ取りですとか、紛失、盗難などの危険も出てきます。マイナンバー制度開始時には安全に保管をし、他人に見られないよう、見せないようにするものだと言われていたのに、結局カードを持ち歩かせられたり、今度はスマホでオーケーと、どんどん緩くなっていると思います。

情報管理のシステムが脆弱な中で、カードの取得を進めるための推進策であり、賛成できません。

○佐藤委員長　須田委員。

○須田委員　これに関しては、先日の質疑で、まずはグーグルだけですと、iPhoneは無理ですよという話だったり、いろいろな面で市民が使おうとしたときに、もうできるのかなとか、いろんなことを思っで喜んで使おうとすると、まだまだできていなかったり、あとその先の構築もまだできていないということです。ですから、こういう情報に関して、市民に対して、分かりやすく、迷惑のかからないというか、情報を取り違えないような、きちんとした広報をして、いつからこういうことができます、それからどういうふうにか

れからできていきますというような情報発信をしっかりと、セキュリティーの面に関しては、やはり今、携帯電話が何よりもセキュリティーが高いアイテムの一つであります。銀行システムが止まることはあっても、携帯電話のシステム等が止まることがあっても、携帯電話に関しては基本的にはブレイクされて中に入られたり、いろんなことができないのが、人的なミスがない限りできないのが現状であります。そういう意味では、セキュリティーもしっかりしていますので、便利になることは大変喜ばしいことですが、いろんなことに対して取り違った情報を発信されないように、広がらないように、こちらのほうからきちんと情報発信をしていただきたいという意見であります。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今回、スタートは2社ということでありますけれども、コンビニ各社ございますので、できるだけ早く、いろんなコンビニさんで使えるように交渉、普及等に努めていただきたいと、こういう意見だけ申し上げておきます。

○佐藤委員長 そのほかないようですので、議案第100号につきまして採決をいたします。

議案第100号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手多数であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）（ただし、第1表中歳出中第7款及び第8款並びに第2表債務負担行為補正を除く）について、御意見等がございましたら、発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）につきましては、反対いたしますので、その理由を述べさせていただきます。

1つは、2款総務費、1項7目のデジタルイノベーション費の800万円です。システム改修の委託費ということでありましたが、これまでも毎年のようにシステム改修が行われてきましたが、これはそもそも制度設計が整わないまま、見切り発車でスタートしたマイナンバー制度が根本の問題だと思っております。ころころと変わっていく国の都合でシステム改修を強られる自治体や担当職員の手間や負担もとても容認できないものです。不正利用や情報流出などが止められない現状で、国民の利益よりも悪影響のほうが大き過ぎると思います。一旦、この制度自体をやめるべきという立場でありまして、本補正予算を認めることができません。

もう1点は、2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費の1,340万円です。戸籍に振り仮名をつけていくという、この戸籍法の改正に日本共産党は反対しております。そして、戸籍に振り仮名をつける必要性はなく、マイナンバー制度で国民の各種個人情報のひもづけを進めていくための改正であると考えております。振り仮名をつける際の仕組みや権限なども曖昧なまま強行されまして、人権の一つである個人の命名権などを侵害する懸念もあり、国民の理解も得られておりません。国が拙速に期限を切って推し進めようとすることで、自治体の負担、業務の負担、予算の負担、職員の手間が大きく増えることも許容できないため、

賛成することができません。

以上の理由から、議案第１１０号につきましては、反対をいたします。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 それぞれの予算に対して賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

２款１項７目のデジタルイノベーション費ということで、基幹業務システムの改修ということでもあります。国からの１００％補助が出ている予算であります。これに関してもきちんと、トラブルがちょっとでもあると、その１つのトラブルに対して、小さなトラブルでもまるで今の世の中は大きく、たくさんあったような広がり方をするという不安が、私はすごくあります。

例えば、何か流出しました、５件流出しましたというのは、そういうような話が表に大きく聞こえてくる、こういうネット社会の時代であります。ただ、やはり少しでもミスがないようなシステム導入の仕方、市民に迷惑のかからないシステムをきちんと、基幹業務システムの更新をやっていただきたいということが１つでありますし、マイナンバーカードの問題に関しても、やはり推進してほしいです。というのは、コロナ禍において、よく言われたことが、ほかの国はすぐに給付金が出たけれども、日本に関してはなかなか出ないという話をよくする方がいました。私の友人でもそういう人がいらっしやいました。なぜか、私の友人に関しては、そういう方に限ってマイナンバー制度に反対という立場でありました。ほかの国に関してはマイナンバー、それぞれのナンバーがつき、そこに銀行のひもづけができ、デジタル先進国においては、やはり、そこに国からの情報が一元化していくというシステムになります。そういうシステムの構築がもしも何かあった場合の、例えば、今回のコロナで分かったような給付金の早い支給、そういうものに対して、すぐ対応ができるわけであります。そういう意味では、やはりそういうものをしっかりやっていただいて、進めていただいて、私たち、国民に対して、私たちは市民ですが、市民、国民に対しての利便性の向上を図っていただきたいという意味で、賛成の意見でよろしくをお願いします。ミスも少ないように、きちんとやってくださいねということです。

以上です。

○佐藤委員長 そのほか、ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議案第１１０号につきまして採決をいたします。

議案第１１０号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手多数であります。

よって、議案第１１０号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１１１号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議案第１１１号について採決をいたします。

議案第１１１号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 総員挙手であります。

よって、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ごさいませんか。

ないようですので、議案第112号について採決をいたします。

議案第112号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 総員挙手であります。

よって、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告について、お諮りいたします。委員会報告書の作成については正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、請願審査を行います。

さきの本会議において当委員会に付託されました請願は1件であります。

それでは、令和5年請願第4号 小吹清掃工場跡地の土壌及び水質調査等についての請願を議題といたします。

本請願につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、本請願の内容につきまして、事務局より朗読させます。

なお、先例・申合せにより請願の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おきます。

○事務局 朗読させていただきます。

請願書、令和5年11月27日、水戸市議会議長、大津亮様。

件名、小吹清掃工場跡地の土壌及び水質調査等についての請願。

請願項目。

1、水戸市小吹町の清掃工場跡地約10万1,000平方メートルについて適正な土壌調査を早急 to 実施すること。

2、同上跡地について適正な水質調査を早急 to 実施すること。

3、調査結果を速やかに地元住民へ報告し、安全対策を地元住民の了解を得て講じること。

請願の理由・経緯。

令和2年3月31日をもって小吹町清掃工場が閉鎖されました。50年有余にわたりごみ処理事業を受け入れてまいりました。その間、ハエ、蚊、悪臭、焼却灰など悩まされて、やっとの思いで終局を迎えることとなりました。しかし、清掃工場跡地及び周辺約10万平米には推計約9万2千トンのごみが埋設されたままになっています。清掃工場が始業された頃は、焼却炉の機能が都市部より搬入されるごみに対処できない状況で、工場の周辺にはごみが山積みになっており、ハエ、蚊、悪臭に悩まされておりました。地元は、その対策案としてごみの埋設を許さざるを得なかったと聞いておりました。

清掃工場が閉鎖された同年5月22日、水戸市長高橋靖名で環境整備促進協議会会長宛てに、要望書に対する回答書が届きました。その中では、信頼を裏切ることなく御迷惑をかけぬことを肝に銘じ、協議会の皆様と協議することの記述があり、当然、我々の目線でそれぞれの課題に対処していただけたらと思ってきました。

今年4月、新役員に代わってから、市長及び関係幹部職員の方々と2回ほど意見交換を行いました。しかし、予算がない、約束した整備計画が遅れるなどの返答。市側の計画推進を盾に地域の要望に対処していただけないものと役員一同推察して、行政に頼ることが困難と捉え、住民の安全確保のために御理解いただける議会への請願となりました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○佐藤委員長 それでは、内容につきまして、御意見等がございましたら、発言願います。

須田委員。

○須田委員 この請願に関しては、当然ながら私も名前を書いており、賛成の立場で意見を申し上げさせていただきますと思います。

賛成の立場ではあります。しかしながら、これまでいろいろな、この地域に対して、きちんと行政は対応してきたと、私は認めるものであります。そしてまた、調査等をいろいろやってくださいねというような請願でありますけれども、具体的なものは載っていないという部分でありまして、これをやみくもにたくさんいろんな調査をやると、当然ながらボーリング調査にしろ、何にしろ、大変な予算がかかるわけでありまして。そういう意味では、これまで適正にやってきたことも住民に理解されるように、多少、ただ予算が余りにかかるような、何でもかんでもやってくれという要望で私らは入れたわけではなくて、そういうような気持ちがあるなら理解して、市は対応してくれということに、私は賛成の立場ということを意見として言させていただきます。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 私も請願の紹介議員一人でございますので、この件について、ちょっと意見を申し上げさせていただきますと、地区の皆様方については50年余りにわたって、水戸市の関係行政の一翼を担って、これまで様々な問題がありながらも御協力をしていただいた。そういった中で、今回、小吹、下入野の皆様方の御理解をいただいて、そして清掃工場が移転ということになりました。

そういった中で、ここにも書いてありますように、私も子どもの頃からあそこにいろんな池がありましたので、自転車でエビ採りなんかを行ったりしている中で目視しているのは、あそこ、確かに埋まっているん

ですよ、いろんな物が。当時の法律では、埋立てがオーケーだと、国のことですから、当然そういうふうなことで進めてきたのは、もうそれは合理的な問題ですから致し方ない。

しかし、そういった状況の中で、これから県庁の見えるあの地域がどういうふうな地域に発展していくのかということについては、やはりしっかりと、今の埋設物の安定的な維持管理、こういったものを心がけていくということが私は一番大事なのではないかなと、このように思っております。

これまでもいろんな約束をして、例えば、宅内処理の下水の問題等についても、やっぱりそういうことができないと、国とのことの中でいろんな紆余曲折があったのは皆さん御承知のとおりだというふうに思いますが、そういったことを通じて、一部、どうもかみ合わない部分があったのではないかと、こういったところを我々もしっかりと御意見をいただきながら、また行政にできるだけ負担をかけないように環境整備に努めていくと、これが我々の務めだと、このように思っております。ぜひ皆さん方に御理解をいただいて、この件につきましては私のほうで一部過激なところがあるというお話もいただいたり、それから含有量の問題等もございますので、委員長さん、暫時休憩をしていただいて、私のほうで意見をちょっとまとめさせていただきますので、それを委員の皆さん方にお配りをさせていただいて、その意見をもって賛成していただくと、こういうような形にさせていただければ、大変ありがたいかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ただいま袴塚委員のほうから今回の採決をということでありますけれども、事前に意見を集約するとのことですので、それでは、ただいまから暫時休憩をさせていただいて、意見をまとめさせていただきますと思います。

暫時休憩いたします。

午前１０時１９分 休憩

午前１０時２１分 再開

○佐藤委員長 再開いたします。

御意見等がございましたら、お願いします。

土田委員。

○土田委員 請願書の一番後ろに図面がついていたのですが、その図面だけではよく分からないので、図面の簡単な説明を先にお願ひできればと思います。

○佐藤委員長 武田清掃事務所長。

○武田清掃事務所長 土田委員の御質問にお答えいたします。

小吹清掃工場につきましては、昭和４０年にごみ焼却施設を整備しております。お手元の請願書の写しの図面の１号炉跡地区域というところです。その後、ごみ量が急激に増加しまして、施設の処理能力を超えた関係で、昭和４９年に焼却施設を増設しております。昭和５９年には、この２つの焼却施設に代わる施設として小吹清掃工場を、こちらの図面のちょっと濃い青の部分に移行しております。この間、昭和４３年から５年間、清掃工場をはじめ、市の敷地内にあくまでも推計でございますけれども、約９万２、０００トンの

ごみを埋め立てております。

この埋め立てたごみにつきましては、お手元の図面の中で現在の土地利用に応じて、色分けしてお示ししております。この点線、破線の範囲内に、あくまでも推計ですけれども、約9万2,000トンのごみが埋設されていると推計しております。

以上でございます。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

図の概略調査実施とか、調査実施とか、調査実施は調査実施なんですけれども、概略調査というのはどういうことなんでしょうか。

○佐藤委員長 武田清掃事務所長。

○武田清掃事務所長 土田委員の御質問にお答えします。

概略調査というのは、土壤汚染対策法に規定されている調査方法を参考にしながら、ある3か所のサンプリング調査的なものを行った関係で、概略調査、概要を把握するための調査を行っております。

以上です。

○佐藤委員長 よろしいですか。

それでは、御意見につきましては、袴塚委員からお願いいたします。

○袴塚委員 それじゃ、委員の皆様方に御協力いただいて意見がまとまりましたので、読み上げさせていただきます。

埋設ごみによる地元住民の生活環境への不安を招かないよう、これまでどおり水質調査を継続し、その結果を地元住民へ公表するとともに、地元と協議の上、必要に応じて土壌及び水質調査を検討されたい。

なお、小吹地区への対応については、現在計画されている地元還元施策の実施に向けて、地元住民と十分な協議の上、跡地利用方針に向け実施されたい。

今後における地元協議会との協議内容及び事業の進捗状況・結果を適宜、議会へ報告されたい。

こういうふうな意見をつけて、採決をしていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いします。

○佐藤委員長 それでは、ただいま袴塚委員のほうから発言がありました意見を付しまして、採決とさせていただきますと思います。

それでは、令和5年請願第4号 小吹清掃工場跡地の土壌及び水質調査等についての請願につきまして、採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 総員挙手。

よって、令和5年請願第4号は意見を付した上で採択すべきものと決しました。

本請願の審査結果につきましては、次の本会議に報告いたします。

なお、委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、本件は、その処理の経過及び結果について、報告を請求することにいたしますので、あわせて御了承願います。

以上で、請願審査を終わります。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、来月の委員会について、お知らせをいたします。

来月の委員会は、明年1月10日水曜日、午後1時30分から開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、開催通知は、1月4日木曜日に送付をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時27分 散会